

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十二号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（書類の經由）</p> <p>第二条 法、省令及びこの規則の規定によつて知事に提出する書類（毒物劇物取扱者試験に関する書類を除く。）は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる所在地又は住所を管轄する保健所長を經由して提出しなければならない。ただし、所在地又は住所が呉市又は福山市の区域内にある場合には、それぞれ広島県西部保健所長又は広島県東部保健所長を經由するものとする。</p>		<p>（書類の經由）</p> <p>第二条 法、省令及びこの規則の規定によつて知事に提出する書類（知事を經由して厚生労働省中国四国厚生局長に提出する書類を含み、毒物劇物取扱者試験に関する書類を除く。）は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる所在地又は住所を管轄する保健所長を經由して提出しなければならない。ただし、所在地又は住所が呉市又は福山市の区域内にある場合には、それぞれ広島県西部保健所長又は広島県東部保健所長を經由するものとする。</p>	
一 (略)	所在地又は住所地 (略)	一 (略)	所在地又は住所地 (略)
二 (略)	(略)	二 特定毒物研究者に関する書類	研究所の所在地
三 一五 (略)	(略)	三 (略)	(略)
		四 業務上取扱者に関する書類	事業場の所在地
		五 一七 (略)	(略)

（登録簿の送付等）

第三条 知事は、毒物又は劇物の製剤の製造若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者のうち、主たる事務所の所在地が広島市、呉市又は福山市の区域内にある者から、法第九条の規定により原体の製造又は輸入を行う旨の登録の変更の申請があつたときは、当該市の長（以下この項において「市長」という。）が令第三十六条の三の規定により備えた登録簿のうち当該申請を行った者（以下この項において「登録変更申請者」という。）に関する部分の送付を市長に依頼するものとする。この場合において、知事は、登録変更申請者に新たな登録票を交付するものとする。

2| 知事は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者（製剤の製造、原体の

小分け又は製剤の輸入を行うものに限る。）  
から法第十条の規定により原体の製造（小分  
けを除く。）又は原体の輸入を廃止した旨の  
届出があつたときは、登録簿のうち当該登録  
を受けている者に関する部分を当該市の長に  
送付しなければならない。

3 第一項の規定により新たな登録票の交付を  
受けた者は、従前の登録票を速やかに知事に  
返納しなければならない。

第四条 第十九条 (略)

第三条 第十八条 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように  
改正する。

改正後	改正前
<u>別記様式第1号</u> (第4条関係) (略)	<u>別記様式第1号</u> (第3条関係) (略)
<u>様式第2号</u> (第6条関係) (略)	<u>様式第2号</u> (第5条関係) (略)
<u>様式第3号</u> (第7条関係) (略)	<u>様式第3号</u> (第6条関係) (略)
<u>様式第4号</u> (第7条関係) (略)	<u>様式第4号</u> (第6条関係) (略)
<u>様式第5号</u> (第10条関係) (略)	<u>様式第5号</u> (第9条関係) (略)
<u>様式第6号</u> (第11条関係) (略)	<u>様式第6号</u> (第10条関係) (略)
<u>様式第7号</u> (第12条関係) (略)	<u>様式第7号</u> (第11条関係) (略)
<u>様式第8号</u> (第13条関係) (略)	<u>様式第8号</u> (第12条関係) (略)
<u>様式第9号</u> (第14条関係) (略)	<u>様式第9号</u> (第13条関係) (略)
<u>様式第10号</u> (第14条関係) (略)	<u>様式第10号</u> (第13条関係) (略)
<u>様式第11号</u> (第15条関係) (略)	<u>様式第11号</u> (第14条関係) (略)
<u>様式第12号</u> (第16条関係) (略)	<u>様式第12号</u> (第15条関係) (略)
<u>様式第13号</u> (第16条関係) (略)	<u>様式第13号</u> (第15条関係) (略)
<u>様式第14号</u> (第18条関係) (略)	<u>様式第14号</u> (第17条関係) (略)
<u>様式第15号</u> (第18条関係) (略)	<u>様式第15号</u> (第17条関係) (略)

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。